

広島県告示第八百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年九月二十六日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	広島県広島市安芸区船越一丁目地内		
（五 六 二 一） 船越 一 丁 目 崩 壊 急 傾 斜 地 の	の自然現象の発生原因となる土砂災害		
（五 六 二 一） 船越 一 丁 目 崩 壊 急 傾 斜 地 の	表 区 域 示 の 次の図のとおり	区域の名称	
（五 六 二 一） 船越 一 丁 目 崩 壊 急 傾 斜 地 の	の自然現象の発生原因となる土砂災害		
（五 六 二 一） 船越 一 丁 目 崩 壊 急 傾 斜 地 の	号三律の土戒定第区域の土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。	区域の名称	区域の名称
（五 六 二 一） 船越 一 丁 目 崩 壊 急 傾 斜 地 の	の自然現象の発生原因となる土砂災害		
（五 六 二 一） 船越 一 丁 目 崩 壊 急 傾 斜 地 の	号三律の土戒定第区域の土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。	区域の名称	区域の名称

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。